中之条町事業継続補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 町内事業者の事業継続を支援することにより、経済の活性化を図るとともに、事業者が地域の一員として安全で安心な生活とコミュニティー維持の役割を担えるよう、予算の範囲において店舗等の改修及び事業用備品購入の一部経費を補助するために必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この要綱において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。
 - (1) 小規模事業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者に該当し、町内に店舗等を有する別表1に掲げる会社及び個人事業主(以下「事業者」という。)をいう。
 - (2) 店舗等 町内に所在し、自身が専ら店舗又は事業用事務所として利用する 建物及び施設、設備並びにその一部をいい、明確に事業実態を判断できる ものをいう。
 - (3) 事業用備品 専ら事業の用に供する備品をいう。
 - (4) 町内業者 町内の工事又は販売業者で、見積書、契約書、領収書等を町内の事業所で発行できる者をいう。
 - (5) 改修 店舗等の増築、改築及び改修をいい、そのための解体を含む。 (補助対象経費)
- 第3条 補助金の対象は、金額(消費税及び地方消費税は除く。)が20万円以上の店舗等の改修及び事業用備品の購入(以下「改修等」という。)で、町内業者に発注して行われた別表2の改修等の経費で消費税を除いたものとする。(補助額)
- 第4条 補助金は、前条に規定する対象経費の2分の1の額とし、30万円(千円未満の端数は切り捨てる。)を限度として、1事業所につき1回限りとする。 ただし、補助金の交付を受けた後、1年を経過した事業者で特に町長が認めた場合は、この限りではない。

(補助対象事業者)

- 第5条 補助の対象は、国の小規模事業者持続化補助金に準ずる補助対象者(別表1)であって、申請日以前から店舗等において3年以上継続して事業を営む者で、かつ商工会の経営指導員による相談を受けるなど事業継続に意欲のある下記を除く事業者とする。
 - (1) 建物を所有しない事業者が営むフランチャイズチェーン契約店舗(企業本部が加盟店に対し、商号・商標の使用を許諾するとともにノウハウを供与し、一定地域内における独占的販売権を与え、及びその対価として特約

料を徴収する小売形態の店舗をいう。)

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。)第2条第1項第1号から第5号の営業のうち同法第3条第1項の許可を受けていない事業者
- (3) 風営法第2条第5項に掲げる営業を行う事業者
- (3) 町税、町使用料の滞納があるもの (補助金の交付申請)
- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、中之 条町事業継続補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添え、改修等の着 手前に町長に提出しなければならない。
 - (1) 店舗等(看板にあっては土地)の改修等を行う権限を証明する書類
 - (2) 前号物件の使用者が所有権を持たないとき、又は、共有者があるときは所有者全員の同意書(様式第2号)
 - (3) 改修等に係る見積書の写し(内訳が分かるもの)
 - (4) 工事箇所の図面及び写真
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請の窓口は観光商工課及び商工会内に置く。

(交付決定)

- 第7条 町長は前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査して速や かに交付の要否を決定して申請者に交付決定通知書(様式第3号)により通知 しなければならない。
- 2 改修等の着手は、交付決定後に行うものとする。

(変更承認申請)

- 第8条 申請者は、改修等に関して変更または中止しようとするときは、改修等 事業変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、承認を得なければならな い。
- 2 町長は前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査して速やかに 改修等事業変更承認通知書(様式第5号)により、申請者に通知しなければな らない。

(実績報告)

- 第9条 申請者は、補助対象の改修等が完了したときは、中之条町事業継続補助 金実績報告書兼請求書(様式第6号)に次の書類を添えて町長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 領収書の写し
 - (2) 業者が発行する改修等の内容が分かる明細書
 - (3) 改修等の写真

- (4) その他町長が必要と認める書類 (補助金の交付)
- 第10条 補助金の交付は、実績報告の内容を確認し確定通知書(様式第7号)により、申請者に通知するとともに指定された口座に振り込むものとする。 (調査)
- 第11条 町長は必要があると認めるときは、その実情を調査することができる。 (補助金の返還)
- 第12条 町長は、補助対象者が次のいずれかに該当した場合には、補助金の全部 又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたき。 (その他)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。 附 則
 - この要綱は平成30年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は平成31年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は令和3年1月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は令和3年3月3日から施行する。 附 則
 - この要綱は令和3年10月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は令和4年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は令和5年4月1日から施行する。